○農林水産省告示第九百五十九号

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十二号）第九条第六号の規定に基づき、災害にかかった農地に代わる農地を造成するのに要する標準的な費用の額の算定方法を次のように定める。

平成二十九年六月十六日

農林水産大臣　山本　有二

一　復旧すべき農地面積を〇・六八二乗した値に一千を乗じて得た額に換算係数一・〇〇〇を乗ずるものとする。

二　前号において、復旧すべき農地面積はアール単位（小数点第四位以下は切り捨てる。）とし、算定される金額は千円単位（千円未満は切り捨てる。）とする。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　平成二十八年八月八日農林水産省告示第千五百十八号（災害にかかった農地に代わる農地を造成するのに要する標準的な費用の額の算定方法を定める件）は、廃止する。

3　この告示は、平成二十九年一月一日以後に発生した災害に係る災害復旧事業について適用し、同日前に発生した災害に係る災害復旧事業については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第九百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年六月十六日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　熊本県阿蘇郡高森町大字下切字塩井谷一〇一八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字塩井谷一〇一八（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

4　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び高森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年六月十六日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　熊本県阿蘇郡高森町大字高森字宮馬場二五二四から二五二六まで・二五二八（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈢　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び高森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年六月十六日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　熊本県八代市泉町下岳字子迎四五〇〇、四五〇二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字子迎四五〇〇・四五〇二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

4　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び八代市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年六月十六日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　熊本県山鹿市菊鹿町上内田字**櫛**毛三三九〇の二、三四〇四、三四〇五の一、三四〇五の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字**櫛**毛三三九〇の二・三四〇四・三四〇五の一・三四〇五の二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

4　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年六月十六日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　熊本県菊池市原字木護四四九一の一二一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

3　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び菊池市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年六月十六日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　熊本県山鹿市鹿北町椎持字矢瀬三三〇五の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字矢瀬三三〇五の二（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

4　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。）